

**政府、新型コロナ問題で「緊急事態宣言」発令  
L Pガスはインフラ運営事業、事業継続を要請**

政府による4月7日の新型コロナ問題「緊急事態宣言」の発令に先立ち、資源エネルギー庁資源・燃料部は同日、(一社)全国L Pガス協会、日本L Pガス協会を通じて、L Pガス事業者に対しL Pガス供給事業を継続するよう要請しました。

新型コロナ問題に関する緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に発令されました。期間は4月7日から大型連休が終わる5月6日までの29日間。同16日には対象を全国に拡大し、うち7都府県と北海道、茨城、石川、岐阜、愛知県、京都府は特に強力に取り組むべき「特定警戒都道府県」としました。

これらに先立ち、特措法に基づいて3月26日に政府対策本部が設置され、28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。4月7日、11日、16日に改定が行われました。この基本的対処方針でL Pガスは、国民の安定的な生活を確保するために事業の継続が求められる「インフラ運営関係」事業として、電力、ガス、石油・石油化学などとともに位置づけられ、事業の継続が要請されています。

**国民の安定的な生活の確保**

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L Pガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 食料品供給関係（農業・林業・漁業、食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

**■経産省、電気・都市ガスに“安定的かつ適切な供給の継続”要請**

経済産業省は、新型コロナウイルス問題で政府より4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、指定公共機関及び指定地方公共機関である電気事業者とガス事業者に対し8日、安定的かつ適切な供給の継続を要請しました。

**元売5社が災害対策基本法の指定公共機関に**

日本L Pガス協会の会員企業5社が、4月1日付けで災害対策基本法に基づく指定公共機関（第2条第5号）に指定されました。5社はアストモスエネルギー、ENEOS グローブ、ジクシス、岩谷産業、ジャパンガスエナジーです。

**■被災地スタンド・充填所へのL Pガスの迅速な搬送が可能に**

●指定公共機関は、石油、電気、ガス、輸送、通信、コンビニエンスストア、その他の公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定。防災業務計画の策定を始めとした、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たすよう求められます。

●指定にともない、5社は災害応急対策に使用するL Pガスタンクローリーなどを「緊急通行車両」として事前登録。これにより、災害発生後の混乱した状況下でも円滑に標章（通行許可証）の交付が受けられ、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止・制限される中、輸入基地等から被災地域オートガスタンク、充填所などへのL Pガスの迅速な搬送が可能となります。

**新型コロナ問題で改正、検査・点検期限などを延長**

経済産業省は新型コロナウイルス問題で4月10日、検査・点検期限の延長等を可能とする産業保安規制の制度改正を行いました。

制度改正は、①高圧ガス保安法、②液化石油ガス法、③ガス事業法、④電気事業法、⑤鉱山保安法関係について行われ、液石法・高圧法関係では一般家庭用供給設備の点検期間を、4月10日から9月30日までに期間が終了する場合は4カ月間延長するなどされました。

**○液石法関連**

| 措置名                                                     | 適用期間                                         |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 供給設備の点検の期限延長（規則第36条 第1項 第1号）<br>※3号業務が対象で、1号業務、2号業務は対象外 | 令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4ヶ月延長する。 |
| 消費設備の調査の期限延長（規則第37条 第1号）<br>※4号業務が対象で、再調査は対象外           |                                              |
| 一般消費者等に対する周知の期限延長（規則第38条の2 第1項及び第2項）                    |                                              |
| 認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長（規則第48条 第2項）                      |                                              |
| 充てん設備の保安検査の期限延長（規則第81条 第1項）                             |                                              |
| 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長（規則第132条）      |                                              |

**○高圧法関連**

| 措置名                          | 適用期間                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------|
| 保安検査の期限延長<br>（液石則第77条 第2項）   | 令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4ヶ月延長する。 |
| 定期自主検査の期限延長<br>（液石則第81条 第4項） |                                              |

**電気・都市ガス料金、企業にも柔軟対応を要請**

経済産業省は4月7日、新型コロナウイルス問題で政府より同日緊急事態宣言が発令されたことを受け、電気・ガス事業者に対し、料金の支払いが困難な個人・企業への柔軟な対応を改めて要請しました。これまでの個人に加え、企業にも同様の対応を求めています。

**■経産省の発表内容（広報リリース）**

「電気・ガス事業者に対し、個人または企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請しました」

**5月プロパン、CP340.00ドル、MB167.93ドルへ**

5月積み込みC P（サウジアラビア輸入F O B価格）は、プロパン（P）はトンあたり340.00ドル、ブタン（B）も340.00ドルにする。と輸入元売各社に通知がありました。前月に比べPは+47.83%、+110.00ドル、Bは+41.67%、+100.00ドルの上昇。一方、米・モントベルビュー（MB）の5月適用プロパン価格（OPIS社発表）は167.93ドルで、前月に比べ+0.15%、+0.25ドル上昇しました。

配信ご希望の特約店様はメールアドレスを下記URLよりご登録ください。

※すでにご登録いただいている特約店様は不要です。

※ご不明な点は、オブリ担当セールスにご連絡ください。

【登録フォーム】<https://obbli.info/obbli/>

※パソコン、スマートフォンからご登録ください。

**Obbli**